

2018年11月9日
東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線建設に係る工事契約等における建設会社の指名の停止について

弊社が発注する中央新幹線建設工事の受注に関して、株式会社大林組および清水建設株式会社による独占禁止法違反が確定したことを受け、以下の期間において、対象となる工事等への参加資格がないこととし、本日、両社へ指名の停止を通知しました。

1. 停止期間

2018年11月9日～2019年4月8日（5ヶ月間）

2. 対象範囲

上記の期間中に弊社が発注する中央新幹線建設に係る工事及び役務契約